

第15号議案

関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月19日提出

関西広域連合長 井戸敏三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 関西広域連合個人情報保護条例（平成23年関西広域連合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第7条第5項中「掲げる個人情報」の右に「（番号法第20条の規定により収集してはならない特定個人情報を除く。）」を加える。

第8条第1項中「目的以外に個人情報」の右に「（特定個人情報を除く。第2項及び第4項において同じ。）」を加え、「、当該」を「当該」に改め、同条ただし書及び各号を削り、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる。ただし、個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令又は条例の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、又は提供するとき。
- (6) 犯罪の予防等を目的として、他の実施機関、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて相当の理由があると認められるとき。
- (7) 犯罪の予防等を目的として、前号に規定する者以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該個人情報を提供することについて特別の理由があると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

第8条の次に次の1条を加える。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、特定個人情報を当該目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第12条第2項中「法定代理人」の右に「(特定個人情報に係るものにあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人) (以下これらを「代理人」という。)」を加え、「当該未成年者又は成年被後見人」を「当該未成年者若しくは成年被後見人又は本人」に改める。

第13条中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に改める。

第14条第7号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」を「代理人」に、「未成年者又は成年被後見人」を「本人」に改める。

第17条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第20条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第33条第1項第1号中「第8条第1項」を「第8条(第3項及び第4項を除く。)若しくは第8条の2」に改め、「利用されているとき」の右に「、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき」を加え、同項第2号中「第8条第1項若しくは第3項」を「第8条(第3項を除く。)若しくは番号法第19条」に改める。

第53条第2項中「掲げる個人情報」の右に「(特定個人情報を除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第55条第3号中「第8条第1項」を「第8条第2項」に改める。

第2条 関西広域連合個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 情報提供等の記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第8条第3項中「ものに個人情報」の右に「(情報提供等の記録を除く。)」を加える。

第8条の2第2項中「以外に特定個人情報」の右に「(情報提供等の記録を除く。)」を加える。

第21条第1項及び第31条第1項中「個人情報」の右に「(情報提供等の記録を除く。)」を加える。

第32条中「基づく個人情報」の右に「(情報提供等の記録を除く。)」を加え、同条の次に

次の1条を加える。

(情報提供等の記録の提供先への通知)

第32条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等の記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された事項に係る者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第33条第1項中「個人情報」の右に「(情報提供等の記録を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

(関西広域連合附属機関設置条例の一部改正)

- 2 関西広域連合附属機関設置条例（平成23年関西広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の表関西広域連合個人情報保護審議会の項中「第8条第1項」を「第8条第2項」に、「第8条第3項」を「第8条第4項」に改める。

